

徳島県告示第七百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター）	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	徳島市西新浜町二丁目三番七八号	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）	岡田企画株式会社	同 一番町三丁目一六番地の三	同